No.9

法 令 名	と畜場法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	と畜場の設置の許可
法令の定め	(許可) 第4条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事の許可を受けなければ、設置してはならない 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。(許可の要件) 第5条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場者しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは同条同項の許可を与えないことができる。 一人家が密集している場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 近行令第1条 と畜場法 (以下「法」という。)第5条第1項の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおり(省略)とする。施行条例第2条 政令第1条第11号の条例で定める構造設備は、一般とちく場の内部を外部から見通すことができないような適当な障壁とする。施行細則第5条 法第5条第1項第3号の規定によりと畜場設置の許可をしない場所は、左のとおりとする。 一 社寺、学校、病院、短動場、遊園地その他公衆の集合する場所から300メートル以内の地。但し、知事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。 二 その他知事が公衆衛生上危害を生ずるおれがあると認める場所施行細則第6条 令第1条第1号に規定する知事が特に必要があると認めた場合は、一般とち場内において食肉(食用に供する内臓を含む。)の取引が行われるすべての場合とする。 (申請手続き)施行規則第1条 と畜場法(以下「法)という。)第4条第2項の規定により申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、左の通りとする。 (申請手続き)施行規則第1条 と畜場法(以下「法)という。)第4条第2項の規定により申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほかにと、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の名称及び定称又は寄附行為の写)こと畜場の名称及び定称という。
	施行細則第2条 法第4条第2項及び省令第1条の規定によると畜場設置許可申請書 は、別記第1号様式によらなければならない。
審查基準	法令に定める他、次の通知等による。 と畜場の廃水処理装置の実態とその構造ならびに管理の基準化について 昭和47年12月12日 環乳第119号 厚生省環境衛生局長通知
1	

標準処理期間	経由機関 7日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政 室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課 又は食肉衛生検査所)
	如分機関 28日(保健福祉部保健安全局食品衛生課)
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課(電話番号:011-204-5262)
申請先等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査 課又は食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.10

法 令 名	と畜場法
根 拠 条 例	第12条第1項
許認可等の種類	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可
法令の定め	(と畜場使用料及びとさつ解体料) 第12条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はと さつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受 けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更 しようとするときも、同様とする。
	施行細則第9条 法第12条第1項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料 並びにその変更の認可の申請は、別記第6号様式(省略)によらなければなら ない。
審査基準	法令に定める他、次の通知等による。
標準処理期間	総 期 間 30日(注:休日は含まない。) 経由期間 5日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政 室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課 又は食肉衛生検査所) 処分期間 25日(保健福祉部健康安全局食品衛生課)
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課(電話番号:011-204-5262)
申 請 先 等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食 肉検査課又は食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

$No.11 \sim 14$

$No.11 \sim 14$				
法 令 名	と畜場法			
根 拠 条 項	第14条第1項、第2項、第3項及び第4項			
許認可等の種類	獣畜の生体検査、と殺後検査、解体検査及びと畜場外でとさつ、解体する獣畜の検査			
法令の定め	(検査) 第13条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。			

畜の肉若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項において準用する場合及び同条第 五項の規定の適用がある場合を含む。)の規定に違反して持ち出された獣畜の肉若し くは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。) の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(検査結果に基づく措置)

- 第16条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病毒を伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。
 - 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。
 - 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
 - 三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
- 施行規則第16条 法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に掲げる措置によるものとする。
 - 一 法第14条第1項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲 げる疾病にかかり、又は異常があると認めたときとさつの禁止
 - 二 法第14条第2項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲 げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき 解体の禁止
 - 三 法第14条第3項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき 別表第五の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置
 - 四 獣畜が法第14条第6項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、病毒を伝染させるおそれがあると認めたとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、病毒に汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他病毒の伝染を防止するために必要な措置

(検印)

- 施行令第9条 都道府県知事は、法第14条第3項の規定による検査を行つたとき(同条第5項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が検査を行つたときを含む。) は、厚生労働省令で定めるところにより、検査に合格した肉、内臓及び皮に検印を押さなければならない。
- 施行規則第17条 令第9条の規定により検印を押す場合は、別表第六により、獣畜の 種類に応じ、様式第一号(省略)の検印を押さなければならない。

(申請手続き)

- 施行令第7条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、厚生省令で定める 事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 施行規則第 15 条 令第7条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名)
 - 二 とさつしようとする年月日(法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりと さつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、解体しようとする年月日)
 - 三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地
 - 四 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報
 - 五 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の 状況
 - 六 法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようと する場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場 所
- 2 令第7条の申請書が、法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体 しようとする場合における法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るもの であるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申 請書に添えなければならない。
 - 一 診断又は検案の年月日時
 - 二 死亡年月日時(不明のときは、推定年月日時)
 - 三 獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴

	四 病名及び主要症状(死体検案書にあつては、主要症状にかえて死体の状態) 五 診断又は検案した獣医師の住所及び氏名 施行細則(検査の申請書) 第 14 条 令第7条及び省令第 15 条の規定による獣畜のとさつ又は解体等の検査の申 請は、別記第 13 号様式によらなければならない。
審查基準	法令に定める他、次の通知等による。 ・と畜検査実施要領について 昭和47年5月27日 厚生省環乳第48号 厚生省環境衛生局長通知
標準処理期間	総 期 間 1日 (注:休日は含まない。精密検査を要する場合は 精密検査に要する期間を加算する。) 経由機関 日 () 処分機関 1日 (各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政 室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課 又は食肉衛生検査所)
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査 課又は食肉衛生検査所
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.15

法	令	-	名	と畜場法施行令
根	拠	条	例	施行令第4条第2号
許の	認 種		等 類	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可
法	令の	定	8	法第13条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ー~三 (略) 四 その他政令で定める場合 2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第一号又は第四号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。 3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。 施行令第4条 法第13条第1項第4号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、次に掲げる場合とする。
審	查	基	準	法令の定め及び次の通知等による他、個々の申請について個別に判断する。 ・試験研究のためにと畜処分する獣畜を食用に供する場合の疑義について 昭和30年12月21日 衛乳第81号 厚生省乳肉衛生課長回答
標道	準処3	理期	間	総 期 間 5日(注:休日は含まない。) 経由期間 日 日 () 処分期間 5日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政 室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課 又は食肉衛生検査所)
処	分 担	. 当	課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食 肉検査課又は食肉衛生検査所
申	請	先	等	同上
問(ハ合え	ー わせ	先	同上
備			考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm